



鳥取県公報

平成 21 年 12 月 25 日(金)
号外第 1 3 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の一部を改正する条例 (80) (景観まちづくり課) 3
-------	---

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の一部改正について

1 条例の改正理由

農地法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 大規模集客施設の設置届の時期について定めた規定中、引用する農地法施行令の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第80号

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例の一部を改正する条例

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
（設置届） 第8条 略 2及び3 略 4 設置届は、大規模集客施設の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。 （1）及び（2） 略 （3） 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は農地法施行令（昭和27年政令第445号） <u>第9条第1項若しくは第17条第1項の規定による届出</u> （4） 略 5 略	（設置届） 第8条 略 2及び3 略 4 設置届は、大規模集客施設の設置について次に掲げる確認若しくは許可を受け、又は届出をしなければならないときは、当該確認若しくは許可の申請又は当該届出に先立って行わなければならない。 （1）及び（2） 略 （3） 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による許可又は農地法施行令（昭和27年政令第445号） <u>第1条の9第1項若しくは第1条の17第1項の規定による届出</u> （4） 略 5 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。